平成２３年（フ）第６号
福島県南会津郡下郷町大字落合字西726番地
債務者　星　　房子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
福島県会津若松市門田町大字日吉字対馬館41番地の４　県営住宅１棟10号、前住所埼玉県上尾市大字小敷谷604番地18　鈴木第１ハイツ202
債務者　塚原　智子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
福島県会津若松市相生町７番10号　金田コーポ202号、前住所福島県会津若松市馬場本町２番11号　月見アパート11号
債務者　小川　静子
1　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第７６２号
埼玉県吉川市吉川団地１番５号505
債務者　半田　眞行
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
埼玉県春日部市備後東５丁目15番５号
債務者　新井　　恵
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４４号
埼玉県越谷市大字平方2862番地
債務者　元吉美智代（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
埼玉県草加市両新田西町436番地１　第２コーポタナカ102号
債務者　高木　英雄
1　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
新潟県長岡市寺泊上田町9769番地61
債務者　山田　貞一
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１９２号
山口県山陽小野田市須恵３丁目１番１―302号
債務者　池田　立樹
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
山口地方裁判所宇部支部

破産廃止

平成１６年（フ）第１８１号
三重県伊勢市吹上２丁目９番34号
破産者　株式会社丸二
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を償うに足りない。
津地方裁判所松阪支部

平成１６年（フ）第１８２号
三重県多気郡明和町大字有爾中579番地の７
破産者　株式会社明和苑
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を償うに足りない。
津地方裁判所松阪支部

平成１６年（フ）第１８３号
三重県多気郡明和町大字有爾中579番地の７、登記簿上の住所静岡県下田市柿崎１番13号
破産者　武山総合開発株式会社
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を償うに足りない。
津地方裁判所松阪支部

破産手続開始及び破産手続廃止の取消決定確定

平成２２年（フ）第５６３号
兵庫県加古川市尾上町池田669番地五月荘Ａ―２号、従前の住所兵庫県加古川市平岡町一色西１丁目62番地
破産者　齋藤　　智
1　主文　平成22年９月８日にした破産手続開始及び破産手続廃止の決定を取り消す。
2　確定年月日　平成23年１月26日
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第９７５号
熊本県宇土市門内町13番地２　尾崎マンション３階、住民票上の住所福岡県飯塚市潤野782番地19
破産者　髙橋　大輔
1　主文　当裁判所が平成23年１月13日午前10時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、債務者の住所につき「熊本県宇土市門内町11番地300号」とあるのを「熊本県宇土市門内町13番地２　尾崎マンション３階」と更正する。
2　決定年月日　平成23年２月18日
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１２号
三重県四日市市ときわ１丁目９番22号
破産者　小林　敏孝
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１４６号
三重県三重郡菰野町大字菰野2717番地２　ルポ102号室、開始決定時の住所三重県三重郡菰野町大字菰野2906番地９
破産者　辻　　美輝
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
北海道函館市西桔梗町589番地の25
破産者　株式会社北印青果
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第８８１号
仙台市宮城野区白鳥２丁目９番30号
破産者　長友建設株式会社
1　決定年月日　平成23年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係